

地域住宅計画

さかえまちちいき
栄町地域

さかえまち
栄町

令和4年12月

地域住宅計画

計画の名称	栄町地域		
都道府県名	千葉県	作成主体名	栄町
計画期間	令和 5 年度	～	6 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

本町は、東京都心まで45km圏、県都千葉市までは35km圏、また、日本の表玄関である成田国際空港までは10km圏の位置で、千葉県の北部中央に位置し、東は成田市、西は印西市、南は印旛沼、北は利根川を挟んで茨城県と接している。昭和45年の首都圏整備法による近郊整備地帯の指定を機に、昭和48年の成田線の電化に伴い、東京近郊への通勤圏となったことから、昭和50年代には民間デベロッパー5社による大規模宅地開発が行われ、当時9,000人弱だった人口が、平成7年の国勢調査では約25,600人と急激に増加し、住宅都市として変貌したところであるが、近年、人口の減少が著しいことに加え、高齢化が急激に進展することが課題となっている。

空家等対策の推進においては、令和2年3月の「栄町空家等対策計画」策定の際の調査結果では、空家等件数は477件（共同住宅以外の住宅数の5.4%）となっているが、前述のとおり近年の高齢化等の進展により、現状との乖離が推察されることから、実態を把握し、現状に即した計画に更新する必要がある。

2. 課題

・令和2年3月の「栄町空家等対策計画」の策定から年数が経過し、現況との乖離が推察されることから、同計画を現状に即した内容に更新し、適切な空家等対策を講じていく必要がある。

3. 計画の目標

適切な管理が行われていない空き家等が与える深刻な影響から住民の生活環境を守るとともに、利用可能な空き家の活用促進を図るため、空き家等に関する施策を推進する。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値		
			基準年度	目標年度	目標年度	目標年度
空家等対策計画の更新	件	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画の更新	0件	5	1件	6

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

空家等対策計画の更新をするため、空き家等の実態を把握するための調査を実施する。

(2) 提案事業の概要

(3) その他（関連事業など）

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

記載事項なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

記載事項なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

記載事項なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。